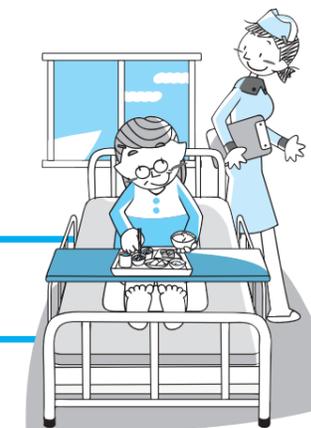




国民健康保険



老人医療受給者・前期高齢受給者の皆さんへ

新受給者証交付に伴うお願い

該当する人に新受給者証を交付します。古い受給者証の取り扱いについては、次のとおりお願いします。

入院時の食事療養費

国民健康保険加入者が入院したときの食事代は、定額自己負担で1食につき260円です。

住民税非課税世帯の人などは、表1のとおり自己負担額が軽減されます。

自己負担額を減額するには、申請が必要です。下記の要領でお申し込みください。

入院時の食事代標準負担額（1食あたり） (表1)

一般加入者		260円
住民税非課税世帯など	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円
70歳以上または老人保健で医療を受ける人で、属する世帯の世帯主と世帯員全員が住民税非課税およびその世帯の各所得が必要経費・控除額を差し引いたときに0円となる人。		100円

老人医療受給者証

老人保健法 医療受給者証

市町村番号	2	7	4	3	0	1	9	8
受給者番号								
受居住地								
給氏名								
者生年月日								
一部負担金の割合								
法第25条第1項第2号の認定年月日								
発効期日								
発行機関名及び印								
交付年月日								

老人医療受給者 (四ツ折の白い受給者証)

古い受給者証は健康づくり推進課へ必ず返却してください

平成18年度の確定申告の結果により一部負担金の割合が変更(1割⇔2割)になる人がいます。変更になった人のみ新受給者証を郵送します(7月末ごろ)

高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証

交付年月日

記号	番号
世帯主住所	
氏名	
村長受給者氏名	
生年月日	
一部負担金の割合	
発効期日	
有効期限	
保険者番号	
並びに保険者の名称及び印	熊 本 県 合 志 市

前期高齢者 (白い受給者証)

古い受給者証は使用せず、各自で処分してください

お手持の受給者証の有効期限が平成18年7月31日までとなっております。新受給者証を郵送します。(7月末ごろ)

減額申請の申込方法

老人医療受給者以外の人

標準負担減額認定証の申請手続きをしてください。標準負担減額認定証を医療機関に提出すると減額されます。

申請には、次のものをお持ちください。

- *申請に必要なもの
- ①領収書など入院日数を確認できるもの
- ②国民健康保険被保険者証
- ③印鑑
- ④住民税非課税証明書 (平成18年1月2日以降転入者のみ)
- ⑤高齢受給者証 (対象者のみ) (老人医療受給対象者と同様、入院時の食事代だけでなく、医療費も減額されます。)

老人医療受給対象者

入院時一部負担金限度額適用・入院時食事標準負担額認定証の申請手続きをしてください。認定証を医療機関に提出すると減額されます。

非課税世帯の人は、食事標準負担額の減額だけでなく、申請により入院時の医療費も減額になります。

申請には次のものをお持ちください。

- *申請に必要なもの
- ①領収書など入院日数を確認できるもの
- ②老人医療受給者証
- ③健康保険証
- ④印鑑
- ⑤住民税非課税証明書(平成18年1月2日以降転入者のみ)

※平成18年度の住民税が非課税世帯の人は8月になってから申請してください。

問い合わせ先
健康づくり推進課
国保年金係(西合志庁舎) ☎242-1183

申し込み・問い合わせ先
健康づくり推進課
国保年金係(西合志庁舎) ☎242-1183

お知らせ 10月に70歳以上の現役並み所得者の自己負担割合の見直しが行われます。(2割→3割)
(現役並み所得者：課税所得が145万円以上の人)